

諮問第 11 号
2012 年（平成 24 年）12 月 5 日

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会 長 小 林 康 彦 様

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第 7 条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

家庭ごみ処理有料化の導入について

諮 問 の 趣 旨

わが国においては、平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されたことに伴い、本市においてもごみの減量化、資源化を図ってまいりました。しかしながら、本市のごみ排出量及び資源化量は、平成 17 年度以降横ばいの状態が続いており、また、最終処分場の残余容量に限りがあることや、焼却処理施設の大規模改修工事後さらに延命化を図る必要があることから、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが喫緊の課題になっています。

これらをふまえ、貴審議会の答申を受けて平成 22 年 3 月に改定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」において、基本的な施策「発生抑制と排出抑制・再生利用の推進」の中、新たに実施する施策の一つに「家庭ごみ処理の有料化」を位置付け、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点から検討を進めることとしています。また、燃やすごみの多くを占める生ごみ、植木剪定枝については、資源化のための処理システムの検討を進めることとしています。

つきましては、本市における家庭ごみ処理の有料化、及びその導入にあたり市としてごみの減量化、資源化をより一層進めるための併用施策の検討について、ご審議いただきたく、諮問いたします。